



文 ス 第 16 号
令和 4 年 4 月 15 日

公益財団法人沖縄県スポーツ協会
理事長 瑞慶覧 長行 殿

沖縄県文化観光スポーツ部
スポーツ振興課長 嘉数 晃
(公 印 省 略)

部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の
在り方について（依頼）

平素より沖縄県のスポーツ振興に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和 4 年 4 月 1 日付け教保第 2 号で沖縄県教育庁保健体
育課長及び文化財課長から依頼があります。

つきましては、別紙をご確認の上、加盟団体及び市町村スポーツ少年団に対し、
本方針の趣旨を周知くださるようお願いいたします。

※質問等がございましたら下記まで御連絡ください。

連 絡 先
文化観光スポーツ部スポーツ振興課
競技スポーツ担当 松田 弘樹
TEL 098-866-2708 FAX 098-866-2729
E-mail : matsuhi@pref.okinawa.lg.jp

教 保 第 2 号
令和 4 年 4 月 1 日

沖縄県文化観光スポーツ部
スポーツ振興課長 殿

沖縄県教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)

沖縄県教育庁文化財課
課長 瑞慶覧 勝利
(公印省略)

部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（依頼）

平素より、本県の学校体育・スポーツ及び芸術・文化の振興に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについては、各学校に対して、周知徹底するよう依頼しているところですが、貴課におかれましては、部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について、御承知おきいただくとともに、貴所管のスポーツ少年団等の関係団体に周知頂き、必要に応じて指導・助言をお願いいたします。

添付資料

- ①「部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（通知）」（沖縄県教育委員会 教保発第2号 令和4年4月1日付け）
- ②「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（R3.12月沖縄県教育委員会）PDF
- ③「県立学校における生徒自死事案を受けた再発防止のための取り組みについて（通知）」（令和4年2月22日付教人第1890号、教県第1950号、教保第1810号）

※「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」については、下記 URL、QRコードを活用し広く周知をお願いします。

URL：<https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/kennritugakkoubukatudou.html>



問合せ先

運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮

TEL：866-2726 FAX：862-0472

文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 立津 正人

TEL：866-2731 FAX：867-4350

教 保 第 2 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 学 校 校 長 } 殿
各 教 育 事 務 所 長 }

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（通知）

部活動は、生徒の心身の調和のとれた発達と個性の伸長、社会性の育成等を図る上で極めて重要な学校教育活動であり、各学校においては、適切な指導がなされ生徒の健全育成に貢献されていることに感謝申し上げます。

さて、沖縄県教育委員会では、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を令和3年12月に策定し、その周知徹底と実効性のある対策に取り組んでいるところです。

また、「令和3年度県立学校部活動実態調査」の結果を踏まえ、令和4年度を「暴力・暴言・ハラスメント『ゼロ元年』」として位置づけ、学校と教育行政、関係団体、保護者が一体となって、その根絶に取り組んでまいります。

つきましては、各中学校及び県立学校におかれましては、下記事項について校長のリーダーシップの下、全職員が協力体制を確立し、指導者等とより緊密に連携し、適正な部活動等指導の実施に万全を期すようお願いします。

また、各小学校におかれましては、スポーツ少年団等の活動は学校の教育活動に位置づけられておりませんが、小学生の発達の段階を考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、市町村教育委員会、指導者、保護者の連携のもと適切な活動が行われるよう御協力をお願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の小中学校へ周知するとともに、令和4年1月7日付教保第1578号で依頼しました、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を参考に、必要に応じて各市町村教育委員会の「部活動方針」の見直しと、策定後は貴所管の小中学校への周知及び指導・助言をお願いします。

各教育事務所においては、このことについて御承知おきいただくとともに、必要に応じ市町村への御助言をお願いいたします。

記

「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（令和3年12月沖縄県教育委員会）や「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5月文部科学省）等を年度初めに読み合わせをするなど、指導の基本的な事項や留意点を確認すること。

特に、暴力・暴言・ハラスメント根絶の徹底については、各学校の実情に応じて、適宜、取り組むこと。

（令和4年2月22日付教人第1890号、教県第1950号、教保第1810号参照）

※ 本通知は、県中体連・県高体連・県高野連・県特体連・県中文連・県高文連・スポーツ少年団所管課にも発出しております。関係機関・団体とも連携し、部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について御協力をお願いいたします。

【添付資料】

- (1) 令和3年12月策定「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（R3.12月沖縄県教育委員会）PDF
また、部員、保護者への周知の際は下記、URL、QRコードを御活用ください。

URL : <https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/kennritugakkoubukatudou.html>



- (2) 県立学校における生徒自死事案を受けた再発防止のための取り組みについて
(令和4年2月22日付教人第1890号、教県第1950号、教保第1810号)

問合せ先

運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮
TEL：866-2726 FAX：862-0472
文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 立津 正人
TEL：866-2731 FAX：867-4350

教人第1890号
教県第1950号
教保第1810号
令和4年2月22日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校における生徒自死事案を受けた再発防止のための取り組みについて
(通知)

令和3年1月末、県立学校運動部員が自ら命を絶つという、誠に痛ましい事案(以下「本件事案」という。)が起こってしまいました。

本件事案に関しては、学校組織全体で部活動顧問の指導の実態について確認できる体制が整備されていなかったこと、生徒に対して行った悩み事アンケートが、気軽に悩みを相談しやすい形式のものではなかったこと、教育庁や文部科学省からの通知等の周知徹底が不十分であったことなど、様々な課題が指摘されております。県教育委員会では、本件事案の詳細調査報告書で指摘された点を中心に、学校においてとるべき対策をまとめました。

各県立学校長においては、各対策を実施し、部活動に限らず、このような事案が繰り返されないよう、下記事項に留意し、学校としての体制作りを進めてください。

記

1 問題を起こした教職員への対応

教職員による生徒への暴力・暴言・ハラスメント等の事案が発生した場合、速やかに事実関係に関する調査を行い、当該教職員への独自研修の実施や観察強化等、調査結果に基づく適切な対応を行う。

また、教育委員会に速やかに報告し、連携を図り、問題解決に努める。

2 適切な情報共有

1のような事案が発生した場合、当該教職員の情報を管理職間で適切に共有する。人事異動の際には、次の管理職(当該校の管理職又は当該教職員の異動先の管理職)に必要な資料を確実に引き継ぐ。

3 部活動の運営

(1) 部活動の運営体制

可能な限り、学校組織全体で指導の実態について確認できる体制の整備（複数の学校関係者が部活動の運営に関与する仕組み、管理者による巡回方法の見直し等）を行う。

この際、学校の実態に応じて、部活動の複数顧問制に取り組むほか、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。

(2) 生徒が感じるプレッシャーへの配慮等

特に部活動の強豪校においては、生徒がプレッシャーを感じ、追い込まれることのないよう配慮する。顧問に対しても、学校の期待を押しつけず、顧問が生徒の精神状態に気を配ることができるような環境を整備する。

(3) 部員に対する顧問からの作業等の指示

顧問から部員に作業等を依頼する場合、生徒への負担にならないよう配慮すべきことを周知し、実践されているか注意を払う。

(4) 保護者会

保護者の意向を踏まえ、部活動の保護者会の設置や運営に適切に関与する。

(5) 顧問から生徒への連絡方法

原則として、児童生徒等との連絡で職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと、連絡事項は部活動時間や学校時間内で伝えることを周知徹底する。

4 研修、ガイドラインの具体的な内容の周知

部活動指導者に対する「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」及び「運動部活動での指導のガイドライン」等を周知徹底し、これらを用いた校内研修を実施することで、部活動指導の改善及び人権意識の向上に努める。

5 悩み事アンケート調査

部活動に関する質問を充実させるほか、選択肢式で簡易に回答できるようにするなど回答方式等を工夫する。また、学校外の機関等によるアンケート実施を検討する。

6 推薦入学における特別枠

推薦入学における特別枠の在り方（募集要項の記載方法、部活動継続確約書の提出の廃止、退部時に退学とならないことの周知、退部者が出た際のペナルティの運用等）を見直す。

(留意事項)

今後、上記の対策を怠り、教職員の暴力・暴言・ハラスメント等が原因となって生徒に深刻な被害が発生することを防げなかったと認められる事案が発生した場合、学校長の管理監督責任が問われるものであること。